

ふじみ野市手数料条例新旧対照表

改正案				現行			
(件数及び単位) 第5条 (略)				(件数及び単位) 第5条 (略)			
別表(第2条、第5条、第8条関係)				別表(第2条、第5条、第8条関係)			
項	手数料を徴収する事務	単位	手数料の金額	項	手数料を徴収する事務	単位	手数料の金額
1	税務関係各種証明及び公図の閲覧	1枚につき	200円	1	税務関係各種証明及び公図、 <u>土地</u> 閲覧台帳又は家屋閲覧台帳の閲覧	1件につき	200円
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
7	住民基本台帳の閲覧、住民票(除票を含む。)の写しの交付(広域交付を含む。)及び印鑑登録証明その他の各種証明	1件につき (住民基本台帳の閲覧については、1世帯につき)	200円	7	住民基本台帳の閲覧、住民票(除票を含む。)の写しの交付(広域交付を含む。)及び印鑑登録証明その他の各種証明	1件につき	200円
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
16	戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の書類の閲覧	一の届出につき	350円	16	戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の書類の閲覧	1件につき	350円
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
67	建築物のエネルギー消費性能の		次に掲げる額を合	67	建築物のエネルギー消費性能の		次に掲げる額を合

向上に関する法律(平成27年法律第53号)第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定める書類が提出された場合

ア 一戸建ての住宅

一の建築物につき

計した額

5,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項又は41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの

一の建築物につき

11,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項又は41の項の各号

向上に関する法律(平成27年法律第53号)第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定める書類が提出された場合

ア 一戸建ての住宅

1件につき

計した額(第5号を除く。)

5,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項又は41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの

1件につき

11,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項又は41の項の各号

		に規定する手数料 の額を加算した額 とする。
(イ) <u>床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</u>	一の建築物 につき	23,000円。ただし、 審査申出を併せて 行う場合は、40の項 又は41の項の各号 に規定する手数料 の額を加算した額 とする。
ウ <u>非住宅用途を含む建築物の非住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</u>		
(ア) <u>床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	一の建築物 につき	11,000円。ただし、 審査申出を併せて 行う場合は、40の項 又は41の項の各号 に規定する手数料 の額を加算した額 とする。
(イ) <u>床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</u>	一の建築物 につき	31,000円。ただし、 審査申出を併せて 行う場合は、40の項 又は41の項の各号 に規定する手数料

		に規定する手数料 の額を加算した額 とする。
(イ) <u>床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</u>	1件につき	23,000円。ただし、 審査申出を併せて 行う場合は、40の項 又は41の項の各号 に規定する手数料 の額を加算した額 とする。
ウ <u>非住宅用途を含む建築物の非住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</u>		
(ア) <u>床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	1件につき	11,000円。ただし、 審査申出を併せて 行う場合は、40の項 又は41の項の各号 に規定する手数料 の額を加算した額 とする。
(イ) <u>床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</u>	1件につき	31,000円。ただし、 審査申出を併せて 行う場合は、40の項 又は41の項の各号 に規定する手数料

		の額を加算した額とする。
(2) 前号に掲げる場合以外で、 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第10条第2号イ及びロに定める基準に適合するもの		
ア 一戸建ての住宅について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額		
(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	一の建築物につき	40,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項又は41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。
(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの	一の建築物につき	44,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項又は41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。
イ 住宅用途を含む建築物の		

		の額を加算した額とする。
(2) 前号に掲げる場合以外で、 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第10条第2号イ及びロに定める基準に適合するもの		
ア 一戸建ての住宅について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額		
(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件につき	40,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項又は41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。
(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの	1件につき	44,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項又は41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。
イ 住宅用途を含む建築物の		

住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額	一の建築物につき	(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	80,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項又は41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。
		(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	135,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項又は41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。
(3) 第1号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額			
ア 床面積の合計が300平方	一の建築物		267,000円。ただし、

住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額	1件につき	(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	80,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項又は41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。
		(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	135,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項又は41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。
(3) 第1号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額			
ア 床面積の合計が300平方	1件につき		267,000円。ただし、

<u>メートル未満のもの</u>	につき	審査申出を併せて 行う場合は、40の項 又は41の項の各号 に規定する手数料 の額を加算した額 とする。
<u>イ 床面積の合計が300平方 メートル以上500平方メー トル以内のもの</u>	一の建築物 につき	432,000円。ただし、 審査申出を併せて 行う場合は、40の項 又は41の項の各号 に規定する手数料 の額を加算した額 とする。
<u>(4) 第1号に掲げる場合以外 で、建築物エネルギー消費性 能基準等を定める省令第10条 第1号イ(2)及びロ(2)に定め る基準に適合する非住宅用途 を含む建築物の非住宅部分に ついて次に掲げる区分に応 じ、それぞれ次に定める額</u>		
<u>ア 床面積の合計が300平方 メートル未満のもの</u>	一の建築物 につき	102,000円。ただし、 審査申出を併せて 行う場合は、40の項 又は41の項の各号 に規定する手数料

<u>メートル未満のもの</u>		審査申出を併せて 行う場合は、40の項 又は41の項の各号 に規定する手数料 の額を加算した額 とする。
<u>イ 床面積の合計が300平方 メートル以上500平方メー トル以内のもの</u>	1件につき	432,000円。ただし、 審査申出を併せて 行う場合は、40の項 又は41の項の各号 に規定する手数料 の額を加算した額 とする。
<u>(4) 第1号に掲げる場合以外 で、建築物エネルギー消費性 能基準等を定める省令第10条 第1号イ(2)及びロ(2)に定め る基準に適合する非住宅用途 を含む建築物の非住宅部分に ついて次に掲げる区分に応 じ、それぞれ次に定める額</u>		
<u>ア 床面積の合計が300平方 メートル未満のもの</u>	1件につき	102,000円。ただし、 審査申出を併せて 行う場合は、40の項 又は41の項の各号 に規定する手数料

イ 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	一の建築物につき	<p>の額を加算した額とする。</p> <p>171,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項又は41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>
(5) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	一の建築物につき	<p>前各号の手数料の金額欄に掲げる額の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する額。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項又は41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>
(6) 前号に掲げる場合で新たに他の建築物が追加された場合	一の建築物につき	<p>第1号から第4号までに掲げる手数料の額。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項又は</p>

イ 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	1件につき	<p>の額を加算した額とする。</p> <p>171,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項又は41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>
(5) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	1件につき	<p>前各号の手数料の金額欄に掲げる額の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する額。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項又は41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>

